

平成17年11月10日

於・国土交通省(2号館)低層棟共用会議室3B

国土審議会土地政策分科会企画部会

第1回低・未利用地対策検討小委員会

議事録

国土交通省 土地・水資源局

## 目 次

○ 開 会 .....	1
○ 低・未利用地対策検討小委員会設置の経緯について .....	1
○ 委員紹介 .....	2
○ 土地・水資源局長挨拶 .....	3
○ 委員長の選任 .....	5
○ 委員長代理の選任 .....	6
○ 議事の公開について .....	6
○ 低・未利用地の現状と課題について .....	6
○ 今後の進め方について .....	31
○ そ の 他 .....	33
○ 閉 会 .....	33

## 開 会

○中村土地利用調整課長 それでは、まだお見えでない先生がいらっしゃいますけれども、時間になりましたので、ただいまから国土審議会土地政策分科会企画部会第1回低・未利用地対策検討小委員会を開催させていただきたいと思います。

委員の皆様方には大変お忙しい中を時間をとっていただき、お集まりいただき、誠にありがとうございます。

私、事務局を務めさせていただきます国土交通省土地利用調整課長の中村でございます。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、お手元に配付の資料の確認をさせていただきたいと思います。何種類かございまして、上から順に議事次第、座席表、委員名簿、配付資料一覧、資料が1から5まで、それから参考資料としまして1から6までということになっております。もし不足とか不備等ございましたら事務方に仰せつけいただければと思います。

### 低・未利用地対策検討小委員会設置の経緯について

○中村土地利用調整課長 それでは、冒頭でございますが、本小委員会設置の経緯について簡単に御説明させていただきたいと思います。

ただいま申し上げました資料1をご覧くださいと思います。1枚目でございますけれども、企画部会における審議経過というところを書いてございますけれども、社会・経済の構造的な変化が進展していることから、土地政策の再構築に向けまして、昨年10月から土地政策分科会の企画部会におきまして調査審議を行い、先月20日に報告書が取りまとめられたところでございます。その資料が資料2ということでございます。

資料2は2-1と2-2に分かれておりますが、資料2-1という方をご覧くださいと思います。企画部会報告の概要の1枚紙でございますけれども、その中で下の方に(3)というのがございます。「個別施策の基本的方向」ということで、3つの緑の四角がございますけれども、その一番左側に「持続可能な社会の基盤となる適正な土地利用の推進」となっているところの一番下でございますように、「新たな公共を担う主体等による低・未利用地の管理」について検討する必要があると、この報告書で示されたところでございます。

申し訳ありませんが、また資料1に戻っていただきまして、下の方に「小委員会の設置」として書いてございますけれども、ただいまのような検討を行うために10月24日の

企画部会の決定ということで、本小委員会の設置が決定いたしました。この資料1の別添2としましてその決定の紙、別添3といたしまして設置要綱をつけておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

なお、確認の意味で資料1の一番最後に別添4というのをつけてございますので、ちょっとご覧いただきたいと思います。「小委員会設置の趣旨」というのが上に書いてございますけれども、そこの最後の部分にございますように、土地政策の観点から、低・未利用地の活用・管理について再点検を行い、対策に対する基本的な考え方を整理し、今後進めべき施策の方向について調査するというところでございます。

その際、検討対象といたしましては、次にございますけれども、明らかに利用がされていない土地だけではなく、本来あるべき土地利用がなされていない土地につきましても範囲に含めていただきたいということに御留意をいただきたいというのが私どもの考えでございます。

以上、簡単ではございますけれども、小委員会設置経緯について御説明させていただきました。

## 委員紹介

○中村土地利用調整課長 引き続きまして、本日は第1回目の小委員会でございますので、委員の皆様の御紹介をさせていただきたいと思います。お手元でございます委員名簿に記載の順番で御紹介いたしたいと思います。

まず、新潟大学の農学部生産環境科学科教授の有田委員でございます。

○有田委員 有田でございます。よろしくお願いいたします。

○中村土地利用調整課長 東京農工大学大学院共生科学技術研究部助教授の土屋委員でございます。

○土屋委員 土屋でございます。今日は遅れまして申し訳ございません。

○中村土地利用調整課長 それから、株式会社C-まち計画室代表の柳沢委員でございます。

○柳沢委員 柳沢です。よろしくお願いいたします。

○中村土地利用調整課長 東京大学大学院農学生命科学研究科教授の鷺谷委員でございます。

○鷺谷委員 鷺谷です。どうぞよろしくお願いいたします。

○中村土地利用調整課長 本日は以上4名の委員の方々と審議を進めていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

なお、委員につきましてはこのほか名簿にございますように、東京大学大学院農学生命科学研究科助教授の小田切委員、日本大学理工学部土木工学科教授の岸井委員、千葉大学工学部都市環境システム学科助教授の村木委員、北海道大学大学院法学研究科教授の亙理委員が任命されておりますけれども、本日御都合により御欠席との御連絡をいただいております。

次に、国土交通省からの出席者を紹介させていただきたいと思います。

まず、土地・水資源局長の阿部でございます。

次長の日尾野でございます。

総務課長の有木でございます。

土地政策課長の服部でございます。

土地情報課長の大坂でございます。

地価調査課長の岩本でございます。

土地利用調整課の土地調整官の小川でございます。

以上、よろしく願いいたします。

#### 土地・水資源局長挨拶

○中村土地利用調整課長 次に、議事に先立ちまして、土地・水資源局長の阿部より御挨拶を申し上げたいと思います。

○阿部土地・水資源局長 失礼いたします。

国土審議会土地政策分科会企画部会の第1回低・未利用地対策検討小委員会を開催に当たりまして一言御挨拶申し上げます。

委員の皆様方におかれましては、国土交通行政の推進に当たりまして、日頃より並々ならぬ御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げる次第でございます。

我が国も、バブル崩壊を経て今日に至るまで国民の意識の変化など土地をめぐる情勢は大変大きく変化しております。土地政策においてもこれまでの施策の総点検を行い、新たな経済・社会に対応した再構築が必要だと考えているわけでございます。

このため、先ほどお話がありましたように、土地政策分科会の企画部会におきまして1年余をかけて検証を行い、先般、「土地政策の再構築」と題した報告書を取りまとめたところでございます。この中では先ほどお話したような形で大きく3つの課題があるわけですが、その中でさらに検討を加えていくべき課題としましてこの低・未利用地の活用・管理の問題がございます。この点につきましてはぜひ専門的、集中的に御指導

いただきたいということでこの小委員会を設けさせていただいた次第でございます。

考えてみますと、つい先だってまでは右肩上がり、何しろ土地神話だからみんな土地を持っていなければいかん、絶対にこでも手放さないというような状況が戦後長らく続いたわけですが、ここへきて今度はぱたっとむしろ逆の状況ではないかなと思います。いらぬ土地を放棄してしまう。地域全体の中での土地の管理について考えるという土地所有者の責任意識みたいなものも欠落してきているというような状況だと思います。

そういう中で地価が大変下落しています。全国の90%以上の地域はまだまだマイナスが続いている。平成17年都道府県地価調査においてようやく東京23区だけが平均で上昇ということになりましたけれど、そのような状況でございます。地価が上がること、下がること、それがいいか悪いかということはいろいろな議論があるかと思いますが、ただ、大局的に見ますと、我が国のバランスシートと申しますか、国民経済計算によると金融資産が5,500兆円、土地が1,400兆円、建物が1,100兆円、このような資産になっており、大体8,000兆円が我が国の資産と負債の両方に上がってくるわけでございます。土地についてはバブル期には2,500兆円あったわけですが、価値が下がって現在1,400兆円になっているわけですが、大雑把に捉えますと、この土地の1,400兆円と建物の1,100兆円、トータル2,500兆円というのが我が国の正味資産になりますが、これは本当にそれに値するものなのかどうかという議論もありますし、また、それらの資産の維持・管理、あるいは利用していかないとますます減耗していったら、このバランスシートが変になってくるというようなこともあろうかと思えます。

ただ、何よりも、あるコミュニティの中にそういう放棄されている空間というものがあることによりまして、いろいろな意味での社会問題、経済問題が出ているのが昨今ではないかと。土地所有者は自分の権利だけはあるわけですが、その土地所有者が本来考えるべき「コミュニティとの関わりの中で何をすべきか」という点についての意識が希薄な点がこういった問題の拡大にも影響しているのかなと思います。もちろん産業構造の変化というのが当然あるわけで、1次産業、2次産業から3次産業へ、今世紀、大体9割方がサービス産業で生きていくというような試算もあるようでございますが、そういう中で我が国の国土全体を見回したときに、非常にほころびが出ているところでございます。この問題はまさに離村、廃村、耕作放棄地、中心市街地の問題、シャッター通りの問題も含めて、原因として経済的なマクロ的なダイナミクスもありますし、また、土地そのものに対する意識、あるいはそれに対して国あるいは地方公共団体がどういう関わりを持っていったらいいのかというような問題があろうかと思っているわけでございます。

こういった点につきまして、基本的な考え方を整理いたしまして、今後の制度支援のあ

り方等について検討してまいりたいと思っております。私どもの所管につきましても、国土利用計画法の遊休土地制度その他いろいろな仕組みがあるわけです。そういったことまでいかどうかわかりませんが、いろいろな意味での既存の諸制度の総点検ということを含めまして、委員の先生方におかれましては、ぜひ忌憚のない御意見をいただきまして、私どもも議論に加わらせていただきますので、御検討お願いしたいと思っております。

幸い、先生方には農業分野の方、環境分野の方、あるいは都市計画の専門の方とかインターディシプリナリーな議論ができるものと思っておりますので、期待している次第でございます。ぜひ今後とも土地政策をはじめといたします国土交通行政の推進に当たりまして、一層の御指導、御鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

○中村土地利用調整課長 ありがとうございます。

#### 委員長を選任

○中村土地利用調整課長 続きまして、議事次第の議事の（１）でございます委員長の選任を行いたいと思っております。

委員長の選任につきましては委員の皆様にご互選していただくこととなっておりますが、いかがいたしましょうか。

○土屋委員 この分野について幅広い見識をお持ちで、さまざまな実際の計画に関わっていらっしゃる柳沢委員が適当だと思いますが、どうでしょうか。

○中村土地利用調整課長 今、柳沢委員ではいかがかという御意見がございましたが、いかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

それでは、柳沢委員に本小委員会の委員長をお引き受けいただくとことといたしたいと思っております。

それでは、これからは委員長に議事進行をお願いいたしますので、よろしくお願いたします。

○柳沢委員長 ただいま御推薦いただきました柳沢でございます。

多分私は公務員の経験が長かったものですから、こういうのは役人の経験が多少あった方がいいかなという御配慮かと思いますが、低・未利用地の問題というのは、過去いろいろ議論がありましたが、なかなか決め手が全くないままにずっと推移してきている非常

にフロンティア領域の難しい話題ではないかと思いますが、ぜひ皆さんの御協力を得て実りある会議にしたいと思います。よろしくをお願いします。

#### 委員長代理の選任

○柳沢委員長 それでは、議事次第に沿って進めたいと思いますが、会議の運営は、先ほど御説明がありました資料1の別添2、3、4というのが運営の要領とか心構えのようなことが書いてありますので、これに沿って進めさせていただきたいと思います。

それでは、議事に入りたいと思いますが、委員長代理の選任ということですが、委員長が指名するということになっているようでございますので、僭越ですが私から指名させていただきます。

今日、欠席されていらっしゃるけれども、互理委員がこの上の土地政策分科会企画部会の委員でもいらっしゃいますので、互理委員に委員長代理をお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

#### 議事の公開について

○柳沢委員長 それでは、続きまして議事に入りたいと思いますが、その前に本委員会の議事の公開について事務局の方から御説明をお願いします。

○中村土地利用調整課長 公開の関係の御説明をいたします。

本小委員会に関する議事の公開につきましては、上の部会でございます企画部会と同様に行うというのが原則でございますので、会議自身は非公開、作成いたします議事録につきましては発言者名も含めて公開という形にさせていただきたいと思いますので、よろしくをお願いしたいと思います。

○柳沢委員長 議事録はあらかじめ皆さん一応チェックはできるわけですね。

○中村土地利用調整課長 そうですね。原稿ができた段階で先生方にはチェックをいただいた上で公開という形にさせていただきたいと思います。

○柳沢委員長 ありがとうございます。

#### 低・未利用地の現状と課題について

○柳沢委員長 それでは、議事の3、本題でございますが、低・未利用地の現状と課題に

ついて、これがきょうの主題ですけれども、最初にたくさん資料が出ておりますので、資料の御説明をお願いいたします。

○中村土地利用調整課長 ちょっと資料が多くて恐縮しておりますけれども、御説明いたしたいと思います。

最初は一番厚い資料3「低・未利用地の現状と課題」という冊子に沿って御説明したいと思います。

表紙をめくっていただきますとこの資料全体の構成が書いてございます。最初に、低・未利用地が発生してくる背景事象をいくつかの観点からまとめてございます。それを踏まえて、低・未利用地がどのように発生しているか、それによってどのような問題が生じているかについて事例を含めて整理させていただきました。そして、後半部分がそのような低・未利用地発生に対してこれまで国、地方公共団体でどのような対策を講じ、また現場においてどのような取組みがなされているかということについて概括的に整理してございます。この後半の4から6につきましては、次回以降の小委員会においてもっと詳しく御説明をし、御論議をいただくという予定にしております。

ページをめくっていただきまして2ページ目でございます。低・未利用地の発生は、土地の需給状況が大きく影響するわけでございますけれども、ここでは経済状況とか国や地方の財政状況等は除きまして、直接関係すると思われることについて、7つの項目でまとめてございます。

ページをめくっていただきたいと思います。3ページでは、人口や世帯数の減少の問題を示してございます。

左のグラフでは棒グラフが総人口の推移をあらわしておりますけれども、2006年をピークに減少し、2030年には1980年ごろの規模まで縮小することがおわかりいただけると思います。赤い折れ線グラフが世帯数の推移をあらわしておりますが、こちらも2015年をピークに減少することが推計されております。

右側に日本地図がございますが、都道府県ごとに人口の増減がどのようになっていくかということをお知らせしております。白から緑、赤となるにつれて人口減少が進むということになりますけれども、2005年から2030年にかけて人口減少が全国的に広がっていくという様子がうかがえると思います。

ページをめくっていただきまして、4ページの左の方にグラフがございます。今後50年間で圏域ごとの人口減少にどのような違いがあるかということを示したものでございます。青いグラフと横線が2000年から2025年にかけての減少率、赤いグラフと横線が2000年から2050年にかけての減少率でございます。いずれも一番右側の「地方中枢・中

核都市から1時間圏内の地域」というところでの人口減少が顕著になっております。

それから、右側に黄色いグラフがございます。2000年から2030年までにかけての首都圏の人口がどうなっていくかを推計したものでございますが、首都圏におきましてもちょうど真ん中あたり、2015年あたりをピークに人口が減少に転じるわけですけれども、折れ線グラフで示した人口の変化率を見ますと、赤い線の東京都、青い線の近隣3県の人口は増加し続ける。2030年あたりでちょうど止まるというような感じですが、緑色の周辺4県の人口は減少し続けるということで、首都圏の中でも一極に集中してくるということがおわかりいただけると思います。

それから次に、5ページ目でございます。分野ごとに見ていきますけれども、国土の大体13%程度を占めます農地に関する事柄といたしまして、農家数との農地面積の推移を示したものでございます。青の折れ線グラフが総農家数でございますし、赤の折れ線グラフがいわゆる農家らしい農家と言われております販売農家の数ですが、いずれも減少傾向が続いております。農業経営の規模拡大ということが片やありますので、農家数の減少イコール農地の減少とは必ずしもならないのですけれども、青い棒グラフでおわかりのように、農家が実際に使っている農地の面積というものも減少傾向が続いております。

6ページ目でございます。こちらは国土3分の2を占めます森林に関連いたしまして、森林面積と林家数の推移を示してございます。

左の棒グラフでおわかりのように、トータルとしての森林面積はほぼ横ばいの状況にあると言っていると思いますけれども、右側のグラフを見ていただきますと、林家数は減少傾向ということでございます。1990年から2000年までの10年間で総数で105万6千戸から101万8千戸ということで、3万8千戸、3.6%減少しているという状況にございしますが、その内訳を見ましても青い部分の農家林家という部分の減少が著しくて、非農家林家の構成割合が大きくなっているということでございます。この非農家林家というのは農業を営んでいない林家ということでございます。そのような林家につきましては、一概になかなか言えないのですけれども、所有する森林のそばに住まなくなったり、森林の管理がおろそかになったりする懸念が高まるということも言われたりしております。

それから、7ページ目をご覧いただきたいと思います。事業所数の推移を示したグラフですが、このグラフでは1996年以降全事業所数が減少しているということがわかるわけでありまして。

ページをめくっていただきまして、8ページのグラフ、2001年から2004年にかけての状況を三大都市圏と地方圏に分けて見たものでございます。全事業所数、製造業の事業所数、卸売・小売業の事業所数で示してありますけれども、いずれも三大都市圏での減少率

が高くなっております。

次の9ページがさらに小売業に特化して見たものでございます。2001年と2004年を比べていますが、小売業の事業所数は総体では減少しておりますけれども、右側の方で売り場面積は逆に増加しております。このため、1店舗当たりの面積は増加しているということございまして、何カ所かの事業所がなくなって、1カ所で規模拡大しているという様子がうかがえるわけでございます。

これに関連いたしまして、次のページ、10ページでは特にショッピングセンターの立地状況を示してございます。左側のグラフからショッピングセンターは黄色い部分がだんだんと拡大してはいますが、郊外地域に、より立地するようになったということがわかりいただけだと思います。

右側のグラフは、今見ていただいた左側のグラフの一番下の分、2000年から2003年までの内訳を示したわけですが、それぞれの年に立地したショッピングセンターの規模がどうなっていくかということを示してございます。2003年になって特に大規模なものの立地割合が大きくなっているということが見られると思います。

それから、次の11ページでございます。工場廃棄面積の推移でございます。下の方に注がりますが、1年間に既存の工場用地がどれだけ増減したかということ、廃棄面積ですから、結局減少するということになるわけですが、グラフをご覧になってわかりいただけますように、年々廃棄面積が増加しているという状況でございます。廃棄された土地はどのようなふうにご利用されているかというのは統計がございませんので、この廃棄面積がそのまま低・未利用地になっているかどうかわかりませんが、この増加傾向が好影響は決して及ぼしていないというふうに考えられます。

なお、ここに資料をつけてございませんけれども、逆に工場用地として使っている面積という意味で新規立地面積を加えた工業用地面積の推移というものを別の資料で見ますと、こちらは1997年以降毎年減少しているという状況があります。

次のページ、12ページでございますが、背景の最後の資料でございます。土地所有とか利用状況に関する企業の意向について示しております。こちらにも注がございますけれども、東京都区部に本社がある株式会社9000社に対するアンケート調査結果でございますが、未利用地を所有する企業にその土地が未利用になっている理由を尋ねたところ、左側で赤い折れ線の「売却を検討したが、売却に至っていない」というものを掲げる企業の割合が年々大きくなってございます。右側で、未利用地の今後の対応策として、2004年の調査におきましては、「売却する」というのが最も多くなって、次いで「当面そのまま」という意向が多くなって、売りたいけれど、なかなかというわけですね。

次に、ページをめくっていただきまして、13 ページでございますが、今御説明しましたのは背景の一部ではございますけれども、それで低・未利用地がどのように発生しているかということを順番に示しております。全国的に宅地、農地、林地、住宅に分けてみますとともに、三大都市圏と神奈川県について少し資料を用意しております。

ページをめくっていただきまして、14 ページをご覧いただきたいと思います。土地・水資源局で土地基本調査というものを実施しております。その結果として、主として宅地について空き地の状況を推計した結果を1998年の青い部分と2003年の赤い部分で並べて示しております。1998年に比べると2003年の調査では空き地面積は増加して、全国計で約13万ヘクタールという状況になっております。空き地面積の増加は関東地区、北陸地区で目立っているというのがおわかりいただけだと思います。北海道で数字がかなり落ちておりますが、これは世帯における空き地が減少したことが影響したようではありますが、調査の限界でどうして落ちたのかというのがわかりませんでした。

それから、ページをめくっていただきまして、15 ページ、農地の関係でございます。

左側に耕作放棄地面積の推移というものを示してございます。ご覧のとおり耕作放棄地は年々増加しておりまして、2005年、これはまだ確定値ではありませんけれども、38万ヘクタールということで、20年前の2.9倍になっております。高齢化、労働力不足が主な要因というふうに考えられております。

右側のグラフは1990年、1995年、2005年と5年ごとですけれども、耕作放棄地の状況を農業統計上の概念でございまして農業地域類型別に見たものでございます。土地持ち非農家に係る耕作放棄地については地域別に分けた数字がありませんので、総農家で見ておりますけれども、括弧内でパーセントが示してあります。これが耕作放棄地率です。いずれの地域におきましても高くなってはおりますが、特にすごく条件の悪い山間農業地域の率が高くなってはおります。それから、棒グラフの方が面積を示しておりますけれども、これもいずれの地域においても総じて増加傾向にございますが、その中で、中間農業地域、平地と山間のちょうど中間地域に位置する、そういうところの耕作放棄地面積の増加が目立っております。

それから、ページをめくっていただきまして、森林関係です。これにつきましてはいろいろ調べてみましたけれども、ただいま御説明しました耕作放棄地のように、管理が行き届かないで、放っておかれている森林の面積といったようなものについての全国的な統計資料がございませんでしたので、直接的な資料ではありませんが、そのような森林面積の増加の要因の1つと考えられる事象についての資料を用意させていただいております。

左側のグラフは、地元にはない林家の保有する私有林の面積の推移を示したものです。

棒グラフの赤い部分が、地元にはいないけれども、県内にはいるという林家の保有する面積。青い部分が、県外にいる林家が保有する面積ということですが、いずれも増加傾向にありまして、赤い折れ線グラフの不在村者保有率は25%という状況になっております。

それから、右側のグラフは在村、不在村等によって植林とか保育等の施業の実施状況がどうなるかというものを示したものですけれども、遠くにいればいるほど施業がおろそかになるということが明らかになっております。

以上、2つのグラフから遠くに住む林家が保有する森林面積が増えていますので、施業がおろそかになる森林面積が増えているのではないかというふうに考えられますが、先ほど言いましたように、あくまで林家の不在村化は1つの要因だと思われるので、その点十分御留意をお願いしたいと思います。

それから、17ページでございます。こちらは土地そのものではございませんけれども、その上に建つ住宅の状況を示しております。棒グラフの赤い部分が三大都市圏の空き家数、青い部分が地方圏の空き家数でございます。いずれも増加傾向にございまして、2003年ではそれぞれ300万戸程度の水準になっております。折れ線で示してあります空き家率も上昇傾向にございまして、一番左の1978年頃は三大都市圏の空き家率が比較的高かったわけですが、一番右側、2003年になりますと、三大都市圏、地方圏ともほぼ同水準という状況になっております。

それから、ページをめくっていただきまして、18ページですが、今御説明しました住宅の空き家率の状況を、参考までに建て方別に見たものでございます。左側は建て方別の構成比というものを示してあります。上の方の住宅全体で見ますと、青い部分の一戸建てが6割で、黄色い部分の共同住宅が4割ということになっておりますが、その下の空き家となりますと、一戸建てが3割、逆に共同住宅が6割ということになっております。

右側の棒グラフですが、空き家の内訳を示しておりますけれども、一戸建ての空き家が180万戸強ということでございます。

またページをめくっていただきますが、19ページ、20ページは、三大都市圏について見ております。

まず19ページでございますけれども、市街化区域内の比較的規模の大きい未利用地とか屋外利用地をピックアップしたものですけれども、おおむね3年ごとにそれぞれの圏域を調査しておりますので、見ていただいてわかりますように、比較する年がそろっておりませんが、傾向はうかがえると思います。首都圏、近畿圏において大きく増加しておりますけれども、特に資材置き場とか青空駐車場等でございます屋外利用地が増えているということがおわりいただけだと思います。

次のページ、20 ページはそのような三大都市圏の未利用地とか屋外利用地が用途地域別に見るとどうなっているかというものを示したものでございます。今申し上げましたように、圏域によって調査年が異なっておりますので、それぞれ最新年の数字、首都圏につきましては2003年、中部圏は2002年、近畿圏は2004年、その数字を単純に足し上げて計算してつくったものです。棒グラフが面積、括弧内の数字はそれぞれの用途地域ごとの土地面積に占める低・未利用地面積の割合ということでございますけれども、未利用地、屋外利用地ともに工業系の用途地域において多く発生しておりますし、割合も他の地域に比べると格段に大きくなっているということがおわかりいただけると思います。

それから、次の21ページから23ページにかけて、神奈川県の高・未利用地の状況をお示ししております。23ページを最初にお開きいただきたいと思いますけれども、皆様御案内かと思いますが、神奈川県各市町村の位置図を掲げさせていただいております。凡例にございますように、市町村を都市の規模とか線引きの有無等によって5つの種類に分けて色分けさせていただいております。東から西にかけて政令市、中核市といった極めて都市的な地域から、線引きをしていなかったり、都市計画区域外であったりする町村ということで、比較的きれいに並んでおります。

その上で、21ページにお戻りいただきたいと思いますけれども、このグラフは空き地とか青空駐車場、資材置き場といった宅地系の高・未利用地が、先ほど見ていただきました神奈川県の市町村の種類に応じて1990年から5年ごとにどうなっているかというものをみたものでございます。県全体としましては、高・未利用地は拡大傾向にございますけれども、特に政令市とか中核市等の比較的都市的なところでその傾向が強くあらわれていると思います。

ページをめくっていただきまして、22ページ、こちらは耕作放棄地の状況を同じようにグラフで示してございます。耕作放棄地も県全体では増加傾向にございますけれども、こちらは特に非線引き、都市計画区域外町村というところで率も格段に高い状況にございますし、増加傾向が顕著となっております。

以上、大雑把に総括すると、都市部では宅地、農村部では農地の高・未利用地化が進んでいるというのが神奈川県の事例でうかがえると思います。

23ページは先ほど見ていただきましたので、24ページをご覧いただきたいと思います。これまで見てまいりましたように、宅地、農地、林地、いずれにおきましても高・未利用地が増えてきているのではないかということでございますが、次に、そのような高・未利用地がどのような問題を生じさせているかということ、(1)の「土地利用に対する基本的考え方」を念頭に置いた上で、既成市街地から中山間地域まで地域を分けて見ていき

たいと思います。

ページをめくっていただきまして、25 ページ、「土地利用に対する基本的考え方」という表題になっております。土地利用に関しましては平成元年に制定されました土地基本法が基本的な考え方を示しております。下の方に参考として土地基本法の抜粋を載せてございますけれども、第2条におきまして、「土地については、公共の福祉を優先させるものとする」ということが明記されておりますし、また、第3条では、「土地の所在する地域の諸条件に応じて適正に利用されるものとする」ということが明記されております。そのことを上の青い四角の中で土地基本法の解説も参考にしながら、最初のポツでありますように、「土地利用は、所有者の自由に任せられるべきものではなく、国民にとって望ましいものであるべき」ということと、2つ目のポツの「土地の所在する地域の諸条件に応じて最もふさわしい利用が行われるべき」というふうにまとめさせていただいております。

次のページ、26 ページでございます。低・未利用地の発生がどんな問題をもたらすかを概括的に見たものでございます。

上の赤い四角の中に書いてありますように、それまで期待されておりました土地利用が行われなくなるわけでございますので、まず本来の機能が損なわれる——本来の機能が何かということもありますけれども——損なわれるという問題があります。そこに書いてありますように、商店街で生じますと、商店街の商業機能の低下につながりますし、農地であれば農業生産ということですので生産力の低下を招くということになります。

それに加えて、下に赤い矢印で灰色の円に拡散しておりますけれども、さまざまな問題を生じさせるというふうに考えております。低・未利用地が存在すると、当該地域の産業が衰退して、その地域の魅力とか活力が低下いたしますし、特に宅地であれば周辺の資産価値の低下をもたらすことも考えられるわけです。それらによって自治体から見ますと税収が低下してしまうということもございまして、低・未利用になって管理されていないような土地では雑草が生えて、害虫が発生してしまうということで、環境上問題を生じさせるのではないかと見栄えもよくなるということです。それから、廃屋等が存在しますと、放火等の犯罪を誘発するおそれが高まりますし、中山間地域の管理されない土地では国土保全機能が低下して、災害発生の可能性が高まる。そんなことがあるのではないかなということ少しまとめさせていただいております。

それから、次の27 ページ、28 ページは今申し上げました灰色の部分のさまざまな問題のうち、犯罪の誘発ということに関して補足的に資料を載せてございます。27 ページの左側、2004年に内閣府が行いました世論調査の結果を掲げてありますけれども、犯罪不安感が高い場所として「草むら、空き地」が2番目、それから「廃屋」が6番目になって

おります。右側の表は同じように 2004 年に調査されたものでございますけれども、第 4 位が「空き地」、第 7 位が「空き家らしい家」ということになっておりまして、これらの場所は多くの人に犯罪不安感を高めているということがおわかりいただけると思います。

それから、ページをめくっていただきまして、28 ページは八千代市のホームページから拾ってきたものですが、過去 10 年間の火災発生場所の推移を折れ線グラフであらわしたものです。薄い水色で「その他」というのが一番右の真ん中あたりにありますけれども、最新の平成 16 年では 50 件ということになってトップを占めております。その内訳が左側に書いてありますが、空き地に絡むものが増えておりまして、また、放火によるものと考えられるものが約半分を占めているという状況でございます。

次に、29 ページをご覧くださいと思いますが、これは全国で発生していると思われる低・未利用地を既成市街地から山間部まである程度エリアを分けつつ、凝縮して鳥瞰図にしたものでございます。青色が空き地、赤色が空き家が発生しているというものをあらわしております。既成市街地の中心からだんだん周辺にいきますけれども、中心市街地で空き店舗、虫食いの空き地が発生しておりますし、その外側の市街化区域の線の内側では古い工業ゾーンで、廃工場化、社宅・寮、グラウンド等の空地化が進む。それから、バイパス沿道沿いでも過当競争による空き店舗が発生しているということ。さらにその外側になりますと、小規模の農地の耕作放棄が生じ、中山間の農村では棚田とか里山の管理が不十分になったりしてくるということをあらわしております。

この状況を既成市街地から中山間地域まで順に次のページ以降ちょっと見ていきたいと思っております。

まず 30 ページでございます。既成市街地ですけれども、神奈川県の小田原市の 2000 年の状況を示しております。左側に小田原駅と小田原城を含む市街地の状況を色分けしてございますが、濃い青色で示した駐車場が中心市街地に広がっているということがわかります。ここでは郊外型の大規模店舗の立地等に伴いまして、中心市街地が空洞化したということで、空き店舗が発生して、それらの一部が駐車場になってしまっているという状況です。

次の 31 ページ、同じく既成市街地の住宅地の状況を示しております。北海道の函館市の弥生町と弁天町の 2003 年の状況でございますが、灰色が空き地、赤色が空き家でございます。左に示してございますように、それぞれの地域の人口が著しく減少して、空き地や空き家が結構広がっているという状況がわかります。これらの地域の人口に占める 65 歳以上の高齢者の占める割合も、全国平均が 17.4%である中で格段に高くなっているということです。

次の 32 ページですが、少し外に出ていただきまして、市街地周辺部の状況ということですが。これは新潟県上越市の事例ですけれども、沿道型サービス施設に空き店舗が発生している様子です。お示ししてありますのは、1994 年に開業した上越ウィングマーケットというところです。この辺は、純水田地帯ですが、1990 年代に入って、早川という川が真ん中に流れている東岸に 18 号バイパスというものが全面開通して便利になったということで、北陸道と交わる上越インターチェンジを中心に開発が進み、こういうマーケットも鳴り物入りでできたのですけれども、周辺部に大型ショッピングセンターが開業するという状況の中で、早くオープンしたところがだんだん古くさくなって客足が遠のき、空き店舗が発生するような状態に陥ったということでございます。

次、33 ページでございますが、同じく市街地周辺部の状況として千葉県の放棄住宅地に関する資料を載せてございます。左側の地図をご覧くださいますと、2004 年の調査時点で郊外部のニュータウンにおきまして住宅地が埋まらないで、一部は荒れ果てているという状況を示してございます。黒い四角がすべて放棄された住宅地、灰色の四角が一部放棄された住宅地として、その一部放棄された住宅地の例として芝山町・富里市地区の状況について写真入りで示してございます。分譲が進まなくて、260 戸予定が 10 数戸しか入っていないということで、ほとんどの道路が閉鎖され、セイタカアワダチソウが繁茂しているという状況です。

34 ページは工場用地の低・未利用地の状況です。岡山県岡山市の状況でございますが、これは明治時代からカネボウの紡績工場が操業しておりましたけれども、紡績業の不振とバブル崩壊後の経済状況の変化に対応できなかったということで、1994 年 3 月に工場が閉鎖、翌年に市の土地開発公社が用地取得をして現在に至っているということです。ここは 8 ヘクタールを超える大規模な土地でございますので、いろいろ市の方で地域住民とか関係団体の意見を聞きながら活用方策の検討が行われておりましたけれども、ようやく昨年カネボウ跡地活用方針というのが取りまとめられまして、民間活用エリアと公共活用エリアでどうにかやっっていこうという方針が示されております。

それから、35 ページ、これは都市的土地利用と農業的土地利用が混在する集落の状況ということで、青梅市の状況を、左側の 1989 年と右側の 2002 年とで比較しております。畑や水田だった土地が耕作放棄地になり、建物が建っていた場所が屋外駐車場になっているということを示してございます。

36 ページでございます。これは農業集落地帯の耕作放棄地等の状況でございます。2004 年の兵庫県の加西市の状況でございますけれども、黄色い農地の中にオレンジ色の耕作放棄地が点在しております。既に灰色の空き地になっているところもたくさんあると

ということです。ここはもともとなだらかな南向きの斜面地に立地する農業集落だったわけですけれども、ちょうど真ん中あたりにあります中国自動車道が整備されて、下の方の中心市街地と分断された立地となってしまったということです。市街化調整区域で農振白地という状況である中で、道路の状況もよくないとか、農業後継者が不足するとかいうこともあって放棄をされて、ランダムにこういう状態になってしまっているということでございます。

37 ページで、最後といたしまして中山間地域の低・未利用地について資料を掲げてございます。真ん中に水田の状況によって土砂災害が100年間に何回発生するかという調査結果が出ておりますけれども、耕作放棄されなければ0.56回というわけでございますが、半分以上が耕作放棄になると2.03回というように、土砂災害の危険性が増すということがわかっております。右下の写真にありますように、管理が行き届かなくなると、ごみの不法投棄というような問題も深刻になるということです。

38 ページをご覧いただきたいと思えます。以上御説明しましたそれぞれの地域における低・未利用地の状況を簡単に整理いたしました。横軸に既成市街地から林野まで地域を大まかに分けておりますし、縦には最初に低・未利用地の主な態様、次いで問題事象をいくつかの項目に分けて整理させていただいております。ただし、冒頭のところで御説明しましたけれども、低・未利用地の存在によっていろいろな問題が発生するということを申し上げましたが、そこで「自治体の税収減少」とかということも申し上げました。それから、「景観の悪化」ということを申し上げましたが、どこでも生じると考えられる「自治体の税収減少」と、定義が難しい上に、これまたどこでも発生し得る「景観の悪化」については、その表からは敢えて落とさせていただいております。今後議論を踏まえて必要に応じてこの表はまた直していきたいというふうに思っております。

39 ページ以降になるわけですけれども、これは国とか地方公共団体の制度、仕組み、予算措置、現場の取組みがどうなっているか、外国で何か参考になるものはないかということで資料を用意しております。これは網羅的なものではなくて、整理も十分ではありませんけれども、次回以降の小委員会における本格的な論議への橋渡しという意味で簡単に説明させていただきたいと思えます。

それでは、40 ページ以降になるわけですが、土地に係る政策の変遷といたしまして、広く国土の管理とか土地利用に関してこれまで講じてきた国の制度、仕組みについて整理しておりますが、これにつきましては大変お手数ですけれども、参考資料1——いろいろな資料があるのでなかなか見つけにくいかもしれませんが、A3判の資料——こちらをまずお聞きいただきたいと思えます。ここで概括的にまとめております。

左側に土地に関する経済・社会全般の動向として一定の期間ごとに世の中の動きを整理しております。それに応じて国土や土地に関して国の政策がどのような方向を目指したかを黄色い部分で整理して、真ん中から右の部分には具体的にどのような法制度等が講じられてきたかということをも土地全般等々いくつかの切り口で整理させていただいております。結構広くとっておりますので、そういう法制度の中で低・未利用地対策に特に資すると考えられる制度につきましては緑色の四角で示してございます。いろいろな政策が講じられてきたなということがおわかりいただけると思いますが、その上で今の1枚紙の一番左にございますように、全体を大きく3つの時期に分けさせていただいております。

最初が昭和40年代前半までの国土開発期で、経済成長へ向けた国土の開発が目指された時期でございますし、次が昭和40年代後半からバブル崩壊が起こるまでの安定成長期ということで、開発に伴う各種課題への対応が求められた時期。それから最後が平成に入りまして、バブル崩壊から今日に至るまでの時期ということで、量から質、ストックの重視、国民意識の多様化というような成熟期だと思います。この3つの時期は違った色の四角の中に書いてございますけれども、この時期ごとに先ほどの資料3の40ページから42ページにかけて順番に分けているという格好になっております。ちょっと長くなりますので詳しく説明しませんが、資料3、先ほどの厚い冊子の方に戻っていただきたいと思いますが、40ページ、一番下にありますように、国土開発期では国土開発に必要な事業制度等の整備が行われたわけです。

ページをめくっていただきまして、41ページ、こちらが一番下にありますが、安定成長期には地域主体、環境保全等の動きを踏まえた幅広い活用に向けた制度の構築が行われた。そういうふうに整理しています。

それから、42ページの一番下をご覧くださいと、成熟期に既存ストックの活用・管理のための制度の構築ということが行われてきたと、そういうふうに整理させていただいております。

次に、43ページでございますけれども、今御説明しました国の政策等を前提に、特に低・未利用地対策にも資すると思われるものを、全部ではございませんけれども、一覧表に整理させていただいたものです。横軸を大まかな地域概念、こう切るのがいいのかどうかというのはありますけれども、大まかな地域概念で区切っております。縦軸を活用・管理の程度に応じて、これも決まった定義があるわけではございませんけれども、便宜的に経済的活用、社会的活用・管理、保全的管理といった分類をして整理をしています。以降、こういう格好で整理した資料が多く出てまいります。表の中の①、②、③という番号と色が、先ほど御説明しました3つの時期に対応している形にしております。制度のきき具合

とか、事業規模というものがばらばらでございますので、単純な比較はなかなか難しいんですけども、③で赤色で示した成熟期のものが保全的管理とか社会的活用・管理に整理されるものが多いのかなということでございますし、ちょうど真ん中の市街地周辺部では埋まり具合が余りよくないのかなというような、一概には言えませんが、そんなふうにも見えなくもないなと思います。

それから、ページをめくっていただきまして、44 ページ、こちらは主な国の事業を掲げてございます。各省庁においてさまざまな観点から予算措置で低・未利用地対策が講じられておりますけれども、平成 17 年度予算において関連すると考えられる予算措置を一定の分野ごとにピックアップさせていただいたものです。発掘すればまだまだあるとは思いますが、詳細は参考資料 3 というものを書いてございますので、これはまた後ほどご覧いただきたいと思います。

それから、もとの冊子の 45 ページをご覧いただきたいと思います。今度は地方公共団体の単独事業等で低・未利用地対策にも資すると思われるものを適宜ピックアップしたものでございます。これも横軸を、先ほど御説明しましたような地域、縦軸も活用・管理の程度で一覧表には一応してございますけれども、具体的な事業をどこに当てはめるかというのは作業をやってみますとなかなか難しい面がございまして、結構えいやっという感じで分類しておりますことを前もってお断りしておきたと思います。

この詳細は、これも参考資料 4-1 として一覧表を、4-2 として個票をつけております。時間の関係で全部説明できないのですが、ちょっとピックアップして 2、3、簡単に御説明したいと思います。

参考資料 4-2、いろいろ資料があつて申しわけないのですが、まず 3 ページ目をご覧いただきたいと思います。青森県の八戸市でやっております空き店舗の情報をウェブ上で提供している取組みでございます。市内の地図で検索したり、賃料とか面積等の条件を入力して検索したりできるもので、結構うまくできているものでございますが、2003 年の 2 月から運用開始し、これまでにこのウェブ情報をもとに 49 件の成約実績というものが報告されているようでございます。

それから、同じ資料の 12 ページまで飛んでいただきたいと思いますが、上越市民プラザ整備事業という表題がございまして、空き店舗となりましたジャスコの建物を転用して、PFI 方式で市民プラザを整備したということです。1999 年 12 月から公募を始めて、翌 2000 年 2 月の業者選定を経て整備の後、2001 年 1 月からオープンしているということですが、20 年間で最初の整備から維持管理まで全部含めて 28 億円で契約をしている。安上がりなのかどうか、よくわかりませんが、そういう取組みです。

最後にこの 20 ページをお開きいただきたいと思います。これも結構いろんなところで行われていますが、「棚田貸します制度」と書いてございます。長野県千曲市の事例ですが、いわゆる棚田オーナー制度です。千曲市、皆さん御案内のとおり、田毎の月ということで有名な姥捨がございまして、日本の棚田百選にも認定されておりますけれども、急勾配で維持管理が大変、それから高齢化が進むという中で耕作放棄地が増加して、そういう景観とか文化が損なわれるということで、1996 年に市が始めたものです。実際に作業を行う体験コースと単にオーナーになるだけという保全コースがあり、非常に人気があるみたいでございます。

再びもとの資料の方に戻っていただきたいと思いますが、46 ページでございませう。今のは地方公共団体の取組みですけれども、46 ページは全国各地において低・未利用地の活用・管理に係る具体的な取組みが行われているということについて、事例を一覧表にしたものでございます。こちらも詳細は参考資料 5 というところで詳しく書いてございますので、この参考資料 5 をもとに、こちらも 1、2、御説明したいと思います。

参考資料 5 の 2 ページをお開きいただきたいと思います。NPO 法人主催のコンペによる空き店舗の解消事例ということですが、これは人材派遣会社が所有する遊休地を 3 カ月間、原則無料で起業家に貸し出す取組みでございませう。この取組み主体は NPO 法人のアントレプレナー塾というところでございまして、地元企業の協賛金とか寄附金をもとに遊休地をちょっと整備いたしまして、出店する起業家のコンペを行っているということです。その結果、移動式コーヒー店とか、サッカーウェア店とか、18 店舗が選ばれて、10 月 1 日から 3 カ月間出店ということで今現在行われているものでございます。

もう 1 つだけ御説明いたしますが、7 ページをお開きいただきたいと思います。NPO 法人による未利用地の公益的活用事例と書いてありますが、これは千葉県富津市で手づくり野球場を建設・運営している事例ということです。取組み主体は NPO 法人の球遊創造会というところでございまして、無料で借りた遊休地を 1 年かけて野球場として整備をして、野球をやりたい人に利用料を払ってもらって貸しているというものでございます。

さて、資料 3、いよいよ最後のページということで 47 ページでございませうが、こちらは海外の事例ということで一覧表になっております。こちら、詳しくは参考資料 6 ということでまとめてありますけれども、海外の事例で情報量が少ない上に、見ていただいてもわかりますように、事例がアメリカに偏っているという難点もございまして、つくってみただけまだまだ不十分な資料だなどと思っております。今後議論の進展に応じて充実していきたいと思っております。こちらの説明は省略させていただきたいと思っております。

以上、駆け足で資料 3 を説明しましたが、引き続き、1 枚紙で資料 4 というのがありま

すので、それをご覧いただきたいと思います。「低・未利用地対策に関する論点素案」と書いたペーパーがございます。ございますでしょうか。

冒頭、この小委員会での検討項目といいますか、どういう観点で設けられて、どういうことを御議論いただきたいということを粗々に申し上げましたけれども、現時点で私どもで想定されるのではないかという論点を、これをまたすごく粗々に整理させていただきました。論議の参考にとということで用意させていただいております。

大きく分けて4つございますけれども、低・未利用地の現状と課題ということ。これは今御説明しました資料の前半部分に関係するわけがございますけれども、現在私どもの方でここが問題かなと、この辺ちょっと整理しないといけないかなと思っているものを3つほど掲げさせていただいております。

1つは、低・未利用地の存在する場所によってどういう問題が生じているのかということ。それから、低・未利用地の存在の場所や土地の状況によって、また将来の利活用の方向によって捉え方が異なるのかどうかということ。

それから、さらに今後低・未利用地問題が深刻化するのではないかとも思うのですが、本当にそうかなということがございます。この辺の整理をちゃんとしないと、次の話にならないなというふうに思っています。

それから、2としてございますように、現在の低・未利用地対策の実施状況がどうなっているか。何か抜けていることがないかといったようなことでございます。この点に関しましては、先ほどの説明の後半部分が関係いたしますけれども、本格的には第2回目と第3回目の小委員会でより詳しく御説明をし、御論議いただきたいと思っております。

3つ目は、今後低・未利用地の活用とか管理の主体をどう考えていくかということですが、国や地方の財政状況が逼迫しているという状況もありますし、他方、国民の意識も価値観が多様化しているという中で、先ほどの取組み事例でも説明しましたように、NPO等の活動も活発化しているということがございますが、こういうことも念頭に、活用・管理の主体について整理をしないといけないのかなというふうに思っております。

最後は、以上3つの項目を踏まえた上で、土地政策として見た場合に、今後の低・未利用地対策のあり方をどう考えるかということでございます。

これはあくまでも論議の参考ということで用意させていただいておりますが、今後のここでの論議の状況に応じまして修正をし、また充実をし、最後は取りまとめのもとといたしたいなと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思っております。

以上、説明を終わらせていただきます。

○柳沢委員長 ありがとうございます。

大変膨大な資料で追っかけるのが大変でしたけれど、それでは、議論に入りたいと思います。事務局の方のリクエストは今の資料4の論点素案の1についてできるだけ今日は重点的に議論いただきたいということのようですので、このあたりに的を絞りながらということですが、最初に御質問等ありましたら出していただければと思います。いかがでしょうか。

○土屋委員 質問ではないのですが、森林の管理があまり行き届いていないという説明のところで、統計がないというお話でしたが、多分林野庁サイドで間伐等の手入れが行われていないような森林というのは推計のようなものを出していると思うんですね。センサスには多分載ってないと思うんですが。

○中村土地利用調整課長 実はこの資料をつくる際に関係する省庁さんにもいろいろお願いをしております。ある県の事例として、今先生がおっしゃったようなことを調べたものはあるようでございますけれども、全体的に整理されているものが出ているような状況がなさそうでございます。また、第3回目に林野庁の方からも御説明があると思いますので、今のお話も含めて資料をさらに充実できないかということは検討したいと思います。

○柳沢委員長 ほかにいかがでしょうか。

この14ページの空き地の発生が13万ヘクタールということでしたが、この空き地の定義は何でしたか。これはどういうデータから得られるんですか。

○小川土地調整官 定期的に行っております土地基本調査というものが基本になっているんですけれども、「宅地など」という類型の中で、土地の利用現況として、「建物が建っている」、「建物以外の利用がある」、最後に「特に使用していない」という定義がございまして、空き地はこの最後の「特に使用していない」に該当するものです。

○柳沢委員長 駐車場は当然こちらに入るんですか。

○小川土地調整官 駐車場は「建物以外の利用」ということになります。

○柳沢委員長 資材置き場もそっちに入るんですね。

○小川土地調整官 入ります。「建物以外の利用」としては、駐車場、資材置き場、ゴルフ場などがあります。それにすら入らないというようなものが空き地として整理されています。

○柳沢委員長 御質問に限らずどうぞ。

○鷺谷委員 現状が浮き彫りになるようなデータを整理して提示していただいたと思うんですけれども、論点素案をこれから考えていくに当たって、今どんな現状にあるかというようなことと、どのような制度があるかということと、一部国民の割合自発的な動きなどについては御紹介いただいたと思うんですけれども、今後どうあるべきかということ考

えたときに、例えば国民にとって望ましく、地域の諸条件からもふさわしい利用・管理という観点だけでは、やっぱりどうしても主体がどうなるかというのとセットにしないとイメージを描きにくいと思います。それに関して関連制度はたくさん御紹介いただいたのですが、それがどのくらい活用されているとか、どういう実績を上げつつあるかというデータがあるともう少し深く考えていけると思いますし、また、その前に国民の意識とか、希望とか、そういうものはどうなっているか。市場調査的なデータといいますか、そういうものもあった方が将来予測ということではやりやすいように思うんです。

それで、例えば団塊の世代の方たちがこれから定年を迎える 2007 年ぐらいがいろんなことで転換期と言われてはいますが、そうするとかなり多くの方たちがこれまでとは違う暮らしに入るわけですね。

それで、先日豊田市——トヨタのあるところですが——豊田市にお邪魔する機会があったのですが、そのときに伺ったお話では、トヨタの従業員の方たちも年数千人単位で退職されるのだそうです。それで、その方たちがどういうその後の将来設計をされているかという、希望のようなものなんですけれども、調査されたのかアンケートかわかりませんが、それでちょっと印象的だったのは、半分ぐらいの方たちが農業的なことに関わりたいという御希望をお持ちなんだそうです。豊田市の場合ですと、ああやって工場もあり、使われていない農地もあるので、豊田市としてはどういうふうにそれをうまく政策にしていくかということを検討しているのか、もう検討結果が出ているのかもしれません。豊田市はニーズ的なものと土地の未利用のところとをうまく結びつけて解決できそうなんです。首都圏のようなところで働いていた人たちが、団塊の世代の方たちがどうしたいのか、何か調査とかがあるのかどうか、そういうあたりのデータなどがあると、単にどうあるべきかということだけではなくて、もう少しどういう主体が関わる可能性があるかということも併せて検討していける。今までそれぞれの土地の利用とか管理を主に担っていた方たちではない主体がこれから利用・管理に関わる可能性ということを考えていかないと、と思うんですけれども、そのときに人口のこともありますが、今後大きく動く部分、そのあたりに着目して市場調査的な調査がきっとあるのではないかと思います。保険の会社とか、そういうようなもののデータというのも揃えてみるといいのではないかと思います。

○中村土地利用調整課長 今鷺谷先生からございましたことのうち、最初の制度の活用状況等につきましては、今回は導入部でございましたので、概括的に御紹介させていただきました。次回以降それぞれの施策の紹介もありますので、そういう中で、すべてとはなかなかまいりませんが、ある程度どういう状況になっているかということも含めて御

紹介できると思っています。

後半の意識の問題、今回の資料には全く入っていないわけでございます。御紹介いただきました豊田市の事例も、もしうまく抽出できるのであれば、調べてまたこの場で御紹介したいと思えますし、国民に対する意識調査というものがいろんな分野でされていると思いますので、その辺も整理して、次回か次々回ぐらいに——次回は結構迫っておりますので、それまでなかなか間に合わないかもしれませんが——御紹介して論議の参考にさせていただきたいと思っております。

○日尾野土地・水資源局次長 豊田市の事例ですけれども、実は豊田市から農林水産省の農地担当部局に、どういう具合にしたら、いわゆるリタイア層が農地を持てるような、もしくは借りられるようなシステムができるのかということについて既に御相談が来ておまして、その間でいろんな調整が行われているはずでございます。もともと地元に住んでおられる方が相当おられるということでございますし、周辺の、特に山際のところに遊休農地というか、貸してもいいという土地をお持ちの方が相当おられますので、そういった方々の間の調整が進んでいるというふうに私は聞いております。

それから、もう1点、主体の問題でございますけれども、主体の問題は、例えば都市部でありますと、いろんな町内会だとか商店街だとかそういったところが動いておりますし、農村部ですと、農協ですとか、土地改良区だとかが動いております。それから、もう一つは、例えば鷺谷さんの御専門の生態系の関係だと田んぼを使ったようなビオトープなどの動きもありますし、そういうところはNPOだとか、グラウンドワークだとか、そういうことをやっている方々が動いておりますので、そういった方々を含めた主体論というのは一度整理をしなければいかんというふうに問題意識は持っております。

○柳沢委員長 今の話に触発されて、質問なのですが、実は私は横浜市和市街化調整区域の土地利用をどうすべきかという議論にこの間から参加しているのですが、そのときの1つの狙いどころは、今鷺谷先生のお話のリタイア層が農に関わるというのが1つの手がかかりではないかというふうな議論があって、そのときにボリュームがどんなことになるのか。つまりリタイア層で農に何らの形で関わろうという人のボリュームがどうかと。しかし、その人たちが真面目に農作業をするというのは大変ですよ。50坪でもちょっとあごが出るという感じなので、本当にリタイア層がそれほど無理をするということではなくて農に関わるということだとすると、農業者には一定の収入があって、農地維持の経済的な裏付けにも一応なり得るという前提にしたときに、どの程度農地面積を支えることができるのか、そのボリューム感までよくわからない。それを少し真面目にやろうじゃないかと言っているのですが、例えば今の豊田市の場合なんかはそういうボリュームでいうとどんな感

じでしょうかね。

○日尾野土地・水資源局次長　そこまではちょっとわからないですね。

ただ一般的に言いますと、例えば市民農園などを借りておられる方々がいるわけですが、どれぐらいいるかちょっと数字はわかりませんが、市民農園を借りている方々が収穫される例えば野菜のたぐいは自分のところで消費する以上のものをどうもとられている。いろいろな問題がないわけではないのですけれども、市民農園でつくられた野菜を売りたいという意向の方がいるんですけれども、売るとプロの農家との間の競合問題というのが出まして、ちょっと厄介な議論となっております。

○柳沢委員長　私は特区で要求しようとしたことがあって、途中でつぶれましたけれど、市民農園をやった人は、得た収穫物を青空市みたいなところでいくらで売れるのか、非常に興味があるし、張り合いがあるし、そんな量は大きなものでなくていいんですよね。そんなことができるような、特区ができないかと思っています。

○日尾野土地・水資源局次長　なかなか難しいところでして……。

○柳沢委員長　そうすると非常に張り合いがあるんですよ。

○日尾野土地・水資源局次長　一方で、プロの農家の人たちから言うと、それをやられちゃうと、せっかくニッチでも非常に特殊な分野で収入を上げているところがいっぺんにつぶれちゃうという問題がありまして、なかなかそこは農政全体の話からいうと頭の痛い話です。これは農地問題ではないんですけれど。

○柳沢委員長　そのところはなかなかおもしろいところですね。

○日尾野土地・水資源局次長　その辺は有田先生の方が詳しいかもしれません。

○柳沢委員長　今の話題でなくても結構ですから、どうぞ。

○有田委員　もう農家が農地を守るのだという前提に立っては農地は守れないという状況に来ていると思います。

ただ、今の農地を非農家の人が管理するというのには今いろんな形態があって、例えば新潟の魚沼まで神奈川県の人が来て農地を耕すというような特殊な事例もあるのですが、やはり地元の人がある一定の距離圏域の中で管理するのが労働の形態からいくと妥当ですが、人数がどうしても限られてしまいます。そうすると、地方都市のあり方が実は農地を守るシステムをつくるうえで非常に重要な条件になってくる。これは農水省なども今言っていることですが、新潟大学の伊藤忠雄先生などはそうしたNPOを組織して何とかしようとしている。しかし、基本的には距離の問題というのは大切で、市民農園も車で30分以上かかるとどうしても通園回数が減り、管理できる面積も小さくならざるを得ない。

○日尾野土地・水資源局次長 今、市民農園の話が出ましたけれども、市民農園の最近の管理者に対する要求というのは2つありまして、1つは農機具が置けるスペースをつくって欲しいと。もう1つは、せめてシャワールームが欲しい。その2つが大きな要求なんですけれど、どうも市町村だとなかなかそこはうまく対応できていないというのが現状のようです。

○有田委員 トイレと水道もですね。

○日尾野土地・水資源局次長 トイレと水道ですね。

ですから、例えば先進的なところでは、1泊泊まるようなロッジとセットにして、相当遠くから人を呼んでいるという、そういうシステムのところもあるし、さらにそういうところでつくられたものを町の農協が買い上げて、買い上げたときにキャッシュじゃなくて、地域通貨を出しているんですね。その地域通貨で地元のおやきを買ってもらうとか、そういうシステムをとっているような市町村などもあって、遊休地の活用と地域活性化をつなげているところもございます。

○鷺谷委員 居住地を変えないで今話題になっているようなやり方で農にかかわる方ももちろんたくさんいらっしゃると思うんですが、都市に出てきて働いていた方たちが故郷に帰るといふ、その動きというのはどのくらいあるのかを知りたい。それがあればかなり期待できる面もあるような気がするのですけれども。

○柳沢委員長 それは何かデータが……。

○鷺谷委員 ないでしょうか。団塊の世代の方たちが定年退職後にずっと都市にとどまって生活されるのか、それとも……。

○有田委員 鷺谷先生のおっしゃっているのは伝統的な農家の長男などは大体若いころは町に出ているけど、おやじが死んだりしたら田舎に帰って百姓をやるといふのが伝統的な日本の農家だったのですけれど、多分おっしゃっているのは、今までだと、次男、三男坊は帰るところがないわけですよ。そういう話なんですか。

○鷺谷委員 ふるさどの方に帰ることができるような受け皿ができれば帰りたい人というのは多いかもしれないですね。だから何を望んでいらっしゃるのか、希望の面から見て、今までのシステムはそうではなかったのかもしれないのですけれども、帰りたいのか、それとも都市で生活したいのか、そのあたりの……。

○土屋委員 帰るだけではなくて、Iターンのように、都市にもともと生まれた人で定年退職後にというのかなり最近いらっしゃいますね。

○鷺谷委員 ええ、そうですね。それももちろんIターン、Uターンですか、そういうものの希望——もちろん今の現状では希望したくないけれども、地方と都市のいろいろな格

差とかあるためですが、何か地方の方がもう少し暮らしやすい条件が整ったらそちらで生活したいというようなことも含めて何か意識調査のようなものがないですかね。

○柳沢委員長 都道府県レベルでは何かそういう方向の議論がちらほらありますね。

○日尾野土地・水資源局次長 政府レベルでの話を申し上げますと、政府というか、与党のプロジェクトの中に都市と農山漁村の共生・対流というプロジェクトがございまして、もちろんそれには農水省、国交省、文科省、厚労省などを含めて関係8省庁が参画しています。ホームページも立ち上がっているんですけど、そこで今言った居住型と、ある意味では一時行くもの、日帰りタイプ、いろんな制度をまとめてあります。主体は副大臣クラスの会合ですが、観光関係者なども入れて議論をやっている。そういう状況にあります。安倍官房長官が副官房長官時代にそういうプロジェクトができて、議論が進められている状況にあります。

○柳沢委員長 実績がどうかというようなデータはあるんですか。

○日尾野土地・水資源局次長 私も全部最近フォローしていないものですから……。

○土屋委員 実態を以前に少し調べたことがあるのですが、要するに都市の方が農山村に入って行って居住するということですが、必ずしも地域の方から見るといいことづくめでなくて、というのは、都市の人たちというのは、農村のいわゆる集落の社会というのを知らないで来ることがある——これは有田先生の専門だと思うんですけども——なので、そこでどうも人間関係がうまくいかないとか。例えばいろんな農村の慣行ですね、道普請だとか、水路の整備だとか、山の整備だとか、そういうのに全然参加しないというので亀裂が生じてしまうというようなこともある。一方で、場合によっては非常に溶け込んで、地域の活性化につながっているという事例もあるんですね。あるところで聞いたのでは、来るんだったら若い人がよくて、年配の方にはあまり来て欲しくない、という意見も聞いたことがありますね。ですから、その辺、総合的に考えないとだめな部分もあるのではないかと思います。

○日尾野土地・水資源局次長 確かに私どもが聞いている話の中でも、外から来た人たちだけがまた別の集団をつくって、従来の人たちと全く違う生活をしている。確かにその地域にはいますけれども、という状況が起きているケースもなきにしもあらずとは聞いています。

○鷺谷委員 今は、今まで使ってきた土地というのは利活用をしなければいけないという形になっているんですけど、場所によっては、開発をしない方が良かったのに開発して使っていたような土地に対して、周りの状況からいって人が撤退してもきれいに自然に戻っていく可能性があるようなところなどは利活用しないで、比較的人手が加わらないで維

持できるような自然にした方がいいところがないわけではないと思います。その場所と土地の状況に応じて利活用を積極的にするのか、少し自然の領域をまた増やすという場にするのかを考えていった方がいいような気がします。

○日尾野土地・水資源局次長 そのとおりだ私も思っています、空き地という定義が財産的に利用しないと大変だということはわからないわけではないのですけれども、空き地という空間を周辺との間で実は空き地であることに価値があるかもしれないということも1つの視点ではないかと、場合によってはそういう視点も必要なのではないかと考えています。

ただ、そのときに例えば今、中心市街地のシャッターみたいなのが本当にいいかどうかというのは、それはまた別の議論だろうと思います。

○土屋委員 今の話は私も同意するんですけど、利活用がこうあるべきだというのを例えばこういう委員会の席で決めてしまうというのは本来おかしいことなわけで、理想的に言えば、土地利用計画のようなものがしっかり地域の住民の合意できていて、その中で例えばこの土地は今までは宅地だったけれど、オープンスペースとして使うべきであるというようなことの合意ができていればそれが一番正しいあり方だろうし、そうではなくて、もっと高度に使うべきだというふうに合意ができていれば、もちろんそうすべきなんだと思いますね。

そうすると、実はこの委員会での議論というのはかなり土地利用計画とか、土地利用制度のあり方みたいなものに関わってきてしまうと思うんですが、そこまでは多分今回は議論はしないでやることになるんでしょうね。そうすると、ある場所で実際にどう利用していったらいいのかというのを一義的に言えるのかなという気がするんですね。例えば市街地でも昔我々が子供のころはいっぱい空き地があって、そこが遊び場になっていたわけで、ある言い方をすれば、空き地の増加は遊び場がまた復活したのではないかという言い方もできるかもしれないですね。そういうことの判断というのはまさに地域住民の判断だと思うんですが、ちょっとそれがひっかかっているのですが……。

○有田委員 今の土屋さんの話と関連して、委員会のスタンスで気になっていることですが、短期的、技術的な問題にウエイトを置くのか、それとももう少し構造的な問題として議論するのか。スタンスによってかなりこれからの議論が変わっていくのではないかと思います。

○日尾野土地・水資源局次長 有田先生も入っておられるのですが、国土審議会計画部会の中の持続的な国土管理専門委員会で別途かなり長い視点の構造論的な話をやっております、その議論は議論として、それはそれで整理をするつもりなんですけれども、

この委員会では、超短期ということではなくて、やや中期的なことも踏まえてということで、やや構造論的なところも少し見据え議論していただければありがたいと思っています。

したがって、そういった空き地みたいなものを生態系の維持のための利用で転換するということの理念ということも少し考えなければいかんのかなと思っておりますし、そういう視点も見据えながら議論していただきたいというつまりでこの委員会を立ち上げたものでございます。

○柳沢委員長 今の有田先生の構造的な問題というふうに捉えた場合というのは今日の論点整理の中の1の3番目の丸がありますね。要するにこういう低・未利用地というのは今後大きな流れとしてはより深刻化するのか、ある安定的なところに収斂していく可能性があるのかという、そういうような……。

○有田委員 今日の話を聞いていての印象ですが、例えば農村部ですと、土地利用の利用度が落ちるのは基本的には労働力の問題です。それから、都市部の問題は多分基本的には産業構造にかかっている。もう1つは、バブルのときの後遺症が土地利用を困難化しているというようなことがあるのだらうと思います。労働力が絶対的に減少している農村とは違って、都市では労働力とか需要はあるのに、うまく需給が調整できないための低・未利用地問題があるのではないかと。

共通する問題としては土地の所有権の問題があります。農村部でも村を出て行く人が後を託していけばいいのですが、所有権だけは留保しているため、後の人たちがつくれないう問題がある。都市部でも京都市の事例が出ていましたが、利用のための調整システムがどうしても要る。

今日は説明がありませんでしたが、資料で興味深かったのは、アメリカのB I Dは我々の分野の土地改良区に似ています。土地改良区というのは農地や水路の管理をしている地域組織ですが、何かよく似ているなという気がしました。

それで、議論の軸を設定することによって、いくつかの問題が整理できるのだらうと思いつつながら今日の説明を伺いました。

○日尾野土地・水資源局次長 今の話はおそらく主体論の話と非常につながるのだらうと思っています。ただ、今話された土地改良区もそうですし、商店街もそうなんですけれども、それ自体がある種の崩壊の危機になっているという点が構造的にいろんな問題を惹起しているというふう認識しております。

○柳沢委員長 もう1つ大都市圏の郊外部の住宅地というのは全く人口の構造の問題として大きく穴が空いていく見通しははっきりしていると思うんですね。

○日尾野土地・水資源局次長 その点については次回、計画的開発地の関係を説明させて

いただきたいと思います。ニュータウンはニュータウンで高齢化が進んだり、ニュータウン開発の過程でもととの予定する規模に至らないで歯抜けになっているエリアが出たり、というような問題があります。それから、逆に言うとそういった空いているような空間を管理するような動きもまた別途出てきたりしますので、次回、ここにいますけれども、土地政策課長からお話をさせていただきたいと思います。それはそれなりに問題であるという認識は持っております。

○柳沢委員長 私は鷺谷先生が先ほど発言された、自然に戻していくということである種の安定的な姿になるという領域はかなりあるのではないかというお話は非常におもしろいと思うんです。そのとき最低限の管理というのはどんなイメージなんでしょうか。

○鷺谷委員 本当に場所によって違うと思います。

○柳沢委員長 森林の管理というのは私なんかにはいまひとつイメージがぴんどこないんですね。放置しておくのと、手をかけるのはどこで分けられるのでしょうか。

○鷺谷委員 森林といっても、日本で森林というと人工林をイメージすることが多いんですけども、自然に近い森林もあるわけですね、日本にも。そういう森林は自立してちゃんと更新していく力を持っていますし、周りに適地があればそれが広がるのが期待できます。例えばブナ林などに近接しているような地域で放棄されたらブナ林に戻っていける。時間をかければ自分でも戻っていくし、人が少し手助けすれば早く戻っていくという地域というものもあるわけですね。

○柳沢委員長 そうすると安定状態でいくという……。

○鷺谷委員 ええ、そうですね。それに近いところもあるし、やっぱり森林として持続するにも多少人手がかかわっていた方がいい、いろんな意味で人間にとって機能の高い森林が維持できることもあります。必ずしも人工林が価値が高い——材木の生産のためにはスギやヒノキの林というのはとても意味があったのだらうとは思いますが、それ以外の多面的な機能を考えれば、そうではない。材木という市場価値にだけ目を向けて、日本人が今まで捨ててきた森林の方が総合的な価値がずっと高いかもしれないということもあります。場所と、その森林に私たちが何を求めるか、それによって違うと思うんです。

○日尾野土地・水資源局次長 森林の方は土屋先生が御専門ですけれど。

後の小委員会では林野庁からの説明の時間もあると思いますけれど、日本中スギになって、スギ、ヒノキばかりになることは必ずしも今や是ではない政策に変わってきておりますし、もう1点、日本の場合切ってしまうとすぐササが生えてしまうという問題があって……。

○土屋委員 場所によります。

○日尾野土地・水資源局次長 場所によりますけれど、ほとんどのところは大体そういう感じですし、今言ったブナ林などもある程度切って光を入れてやらないと実は稚樹が生えてこないとか、難しい問題がたくさんあります。

○鷺谷委員 自然に更新というのも起こるのですけれども、ギャップができて更新というのが起こるのだけれども、それを早めるためには切った方がいいとか、その状況に応じてやっぱり……。

○日尾野土地・水資源局次長 全部が全部だとは言いません。

○鷺谷委員 そうですね。だけど、人手をかけられないのだったら、放っておいてもきちっと安定した森林であり得る場というのもそれほど少なくないものですから。

○土屋委員 例えば都市近郊などでは、遷移的に言えば、例えば関東地区だったら常緑広葉樹になってくるのでしょうけれど、その前の段階にとどめておいた方がいい場合もあります。つまり、いわゆる雑木林の方が市民にとってはいい場合もあるので……。

○鷺谷委員 レクリエーションに利用するとか、落ち葉の層が厚ければ保水力が高いとか、それだったら落葉樹の方が落ち葉がたまりますね。針葉樹ですとちょっと特殊な落ち葉になってしまうとか、そういうようなこともあって、何らかの形で人が水源として利用したり、日本の森林というのは何らかの形では利用するわけですがけれども、どの機能を発揮させるかに応じて接し方とか利用の仕方とか管理の仕方はかなり違うものになるはずですよ。

○柳沢委員長 先日四日市で山を見せていただいたのですが、四日市の里山というのは、地元の方は荒れ山になって困っているのだと言って、拝見したら、竹やぶになっているんです。どんどん。あれはなかなか大変ですね。

○鷺谷委員 管理を1回間違ってしまうと、雑木林でもほかの落葉樹林でもササとか、竹が落葉樹林なども含めて山を竹が覆ってしまうというようなこともあるので、そういうのは侵略的な種というんですが……。

○柳沢委員長 あれは放っておくとどうなってしまうのでしょうか。

○鷺谷委員 恐らく何年かたつと一斉に開花して枯れる時期があるんです。その後どうマネージするかで、またそこがササやぶになるのか、ただ、その時期っているんな恐ろしいことが起こる可能性があります。ネズミがたくさん増えて、その害が出たりとか、そういうこともちゃんと予測をしながら、抑えるのだったら抑える技術というのはそれなりに検討されていると思います。それからまた地域の人たちがどういう森林のあり方を望むかとか、もっと広い立場からどういう機能を期待するかによって何をしたらいいかは随分きめ細かく考えないといけないように思います。

○柳沢委員長 ありがとうございました。

○有田委員 林地のことも議論になっていたもので、関連して農地の話もしたいと思います。今までは農地というと、集約的に管理するものと考えてきました。そこで、議論は集約的管理か耕作放棄かというふうになりがちでしたが、中間型もあるのではないかと考えています。資源管理の面からいくと、粗放的管理と言っているのですが、当面は農地として使わないけれど、必要最小限の管理をしておき、必要が生じたときにまたすぐ農地に戻すのです。ヨーロッパなどですと、放牧の密度を変えたりしているわけですが、日本の場合は水田で幾分難しいのですが、今は牛を放牧したり、草刈りを定期的にやることで維持できるとか、いろんな提案がされ始めています。この委員会では多分グレーな農地になると思いますが、これらも含めて考えていく必要があると考えています。

○鷺谷委員 関連で一言だけいいですか。

例えば水田を使わない場合でも水を張っておくというようなことをしますと、生産には役に立たないわけですが、環境という意味ではメリットが大きいと思います。水田というのはウェットランドとしての機能もかなり日本では持っていますので、その機能だけは発揮させながら維持し、また生産を高めないといけないときにはそこに今度は稲を植えるというあり方もあると思います。時々本当はお米をつくっておいた方がいい水田にはなるとは思います。休むときにもからからにしないで、水を張るという管理の仕方もある。そうすると野生の、例えば水鳥の生息に寄与するとか、そのほか、日本ではウェットランドを利用するさまざまなカエルやトンボやそういうものの生息の場になります。

○有田委員 水をためておくとか雑草も生えませんが、管理はしやすいのです。

○柳沢委員長 時間がまいりまして、非常に幅広く意見が出ましたので、私はまとめる能力はちょっとありませんので、事務局の方にそれはお任せするとしまして、もう1つ、今日、今後の進め方についてという議題がありますので、そちらに移りたいと思います。

#### 今後の進め方について

○中村土地利用調整課長 資料5ということで、「今後の進め方について（予定）」というものを配りさせていただきます。

次回と第3回目につきましては、関係省庁の方からそれぞれの制度や予算について説明をしていただきまして、御論議いただきたいと思っています。

それから、今年は一応それで終わりにいたしまして、来年に入りましてから引き続き地方公共団体なり、NPO等からヒアリングを行った上で、論点整理の論議を経て、目安としまして6月には中間的な取りまとめを行っていただけたらいいなというふうに考えてお

ります。

年明け後の具体的な予定につきましては、年末に委員の皆様のお予定を伺った上で、またヒアリングの相手の選定状況に応じて具体的に詰めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○柳沢委員長 6月に中間取りまとめということですから、比較的短期ということですね。

それで、外国のものがいろいろ出ましたけれど、都市部に関してはドイツの動きが割と参考になるかどうか、ちょっとわかりませんが、東ドイツについてはシュリンキング・ポリシーとかいって、建築でいうと、増築ではなくて、減築というのをいろんな都市でやっているそうなんです。あの辺はどのような費用で賄われているのかというようなことも含めて、ドイツに詳しい方は材料を持っていると思いますので、できればちょっと押さえていただければと思います。

ほかに何かリクエストございますか。

○土屋委員 これは主張になってしまうかもしれないのですが、山村というくくりがあまり出てこなかったんですが、山村は多分一番コミュニティが崩壊して、いろいろな土地利用がクリティカルなところにして、都市も重要ですが、山村も考えるべきなので……。

○柳沢委員長 そうですね。先行していますね。

○土屋委員 はい。いろんなことが先行してしまっているの、逆に野生動物なんかものすごく被害も増えていますし、その辺のところを少し議論した方がいいような……。

○有田委員 3ページの地方圏の人口データを見ておもしろかったのは、三大都市圏の人口が減っていくという予測ですが、地方都市圏は安定しており、一定の人口規模が維持されているように見える。これは、地方圏ではある一定のエリアで人口が維持されているが、人口の集中による遍在化が起きているということなのではないでしょうか。

○日尾野土地・水資源局次長 この表にはないのですが、別途の予測だとやはり地方圏は相当程度減るという予測になっています。むしろ首都圏に比べると減る割合は大きい。

○柳沢委員長 これはちょっと不思議ですよ。

それでは、今、土屋先生からリクエストがありました山村の状況というのはある意味は非常に先行的に事態があらわれているということですから、できれば少し材料をお願いしたいと思います。

○中村土地利用調整課長 今日、要求のございましたいろんな資料、次回は無理かもしれませんが、必ずどこかでお示しいたしたいと思います。

○柳沢委員長 それでは、議事進行はそちらにお返しいたしますので、よろしくお願いいたします。

たします。

## そ の 他

○中村土地利用調整課長 それでは、本日の予定はすべて終了でございます。大変ありがとうございました。

次回は 11 月 21 日の月曜日、すぐですけれども、10 時からということでございます。よろしくお願いいたしますと思います。

最後に一言だけちょっと申し上げたいのですが、毎回資料が多分かなりのものになると思います。過去の資料を参照したいということで御持参いただいても構わないのですが、その手間を省くために委員の皆様ごとにこういうファイルをこちらの方でつくらせていただきたいと思います。その回の資料をお持ち帰りになられても、残しておいていただいても構いませんが、残しておかれた場合にはその資料を事務局の方でファイリングさせていただきます。お持ち帰りになられた場合には同じもの、手書きの部分はなくなりますけれども、同じものを綴じ込みさせていただきまして、毎回分がだんだん積み重なっていくという形、終わった時点でファイルができていますので、そのままお渡しできるという形にいたしたいと思います。お持ち帰りになられても、残しておかれても構いませんけれども、そういうことでやらせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上で終わります。

○土屋委員 今日は持って帰るけれども、勉強して、後であげますというのはだめなんですか。

○中村土地利用調整課長 もしお持ちいただければ差し替えいたしますので、よろしくお願いいたします。

## 閉 会

○中村土地利用調整課長 どうもありがとうございました。